

特記仕様書

(仕様書の添付省略)

第1条 安城市工事請負契約約款第1条第1項に規定する仕様書のうち、標準仕様書は愛知県農林水産部発行工事標準仕様書を準用し添付を省略する。

なお、工事関係提出書類の簡素化が適用される範囲においては、前述の標準仕様書を準用しないものとする。

(施工条件の明示)

第2条 下記項目のうち明示事項■印該当欄は、当該工事に関する施工条件であり、特記仕様書として明示する。

なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と協議し適切な措置を講ずるものとする。

明示項目		明示事項		制約条件等				
I	工法関係	<input type="checkbox"/>	工法指定	工法				
				指定理由				
II	工程関係	<input type="checkbox"/>	関連工事	工事内容				
				発注機関				
				請負者				
				施工予定期間				
III	用地関係	<input type="checkbox"/>	補償物件撤去まで着工制限	区間				
				着工予定時期				
				借地	場所	安城市村高町楠21番地地内ほか		
				時期・時間	稲作収穫時から工事完了日まで			
IV	公害関係 環境対策関係	<input type="checkbox"/>	公害防止のための指定	施工方法				
				建設機械・設備				
				作業時間等				
				水替・流入防止施設 濁水・湧水処理対策	施設の内容			
V	安全対策 関係	<input type="checkbox"/>	鉄道等の近接 作業制限	近接する施設				
				施工方法				
				作業時間制限				
				交通誘導員等の 配置	配置人員	作業時間帯		
VI	工事用道路 関係	<input type="checkbox"/>	一般道路(搬入路) の使用制限	搬入経路指定				
				時間帯制限				
VII	工事用道路 関係	<input type="checkbox"/>	仮道路の設置	安全施設等の設置内容	安全施設等の期間			
				工事終了後の処置	維持補修の内容			
VIII	仮設備関係	<input type="checkbox"/>	仮設物の指定又は 一部指定	工種				
				仮設物の引渡し・ 引継ぎ	仮設物の内容			
				仮設備の構造等	期間・時期・条件			
IX	建設副産物 関係	<input type="checkbox"/>	建設発生土の利用	搬入元	数量			
				土質区分	運搬距離			
				土質改良	仮置			
				搬出先	数量	5 m ³		
		<input checked="" type="checkbox"/>	建設発生土の搬出	土質区分	指定改良工場	数量	L = 7.5 Km以下	
				土質改良	第2種建設発生土	運搬距離		
				土壌調査	その他			
				廃棄物の種類	数量			
<input type="checkbox"/>	建設廃棄物の処理	処理施設の名称	その他	数量				
			廃棄物の種類	運搬距離				
			処理施設の名称	数量				
			その他	運搬距離				

				廃棄物の種類		数量	
				処理施設の名称		運搬距離	
				その他			
X	工事支障物等	<input type="checkbox"/>	占有支障物件	物件名			
				管理者（所有者）			
				支障物件の位置			
				移設時期			
				工事方法・保護方法			
		<input type="checkbox"/>	新設占有物件と重複工事	物件名			
X I	薬液注入関係	<input type="checkbox"/>	施工、管理方法	工法区分		注入材料	
				注入量		施工範囲	
				その他			
X II	その他	<input type="checkbox"/>	現場発生品	品名・規格等		数量	
				納入場所		運搬距離	
				再使用の有無			
		<input type="checkbox"/>	支給品及び貸与品	品名・規格等		数量	
				引渡場所			
				使用箇所		使用時期	
<input type="checkbox"/>	部分使用	使用箇所		使用時期			
			使用目的				

(使用機械の選定)

第3条 設計書に明示された機種及び規格(指定機械は除く)は標準的な仕様であり、使用機械選定については監督員とよく打合せをして選定すること。

2 使用する機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」の別表-1の認定を受けた機械を使用すること。

(環境保全の配慮)

第4条 低騒音、低振動型建設機械の使用に努め、周辺地域への環境保全に配慮すること。

(建設リサイクル法)

第5条 請負契約金額500万円以上の場合は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104条)に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事となるので、適正に手続きを行うこと。

(建設副産物の発生抑制及びリサイクルの推進)

第6条 建設副産物の発生抑制及びリサイクルの推進を図るため、愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱に遵守し、適正に手続きを行うこと。また、請負契約金額100万円以上の場合は、「建設リサイクルデータ統合システム(CRE DAS)」により再生資源利用計画(実施書)及び再生資源利用促進計画書(実施書)を作成すること。なお、計画書は施工計画書に添付し、実施書は完成図書に添付するとともに電子データを提出すること。

(コリンズの登録)

第7条 請負契約金額500万円以上の場合はコリンズ(CORINS)に適正に登録すること。

(リサイクル資材の活用)

第8条 使用する資材は、リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用拡大に努めること。

(施工計画書)

第9条 受注者は、施工計画書の作成にあたり、省略する項目について監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

(履行報告)

第10条 受注者は、履行報告の提出に際し、現場状況のわかる写真を添付しなければならない。

(電子納品)

第11条 電子納品の対象及び電子情報の作成に係る基準は別に定める安城市電子納品運用手順書(以下「手順書」という。)によるものとし、手順書に記載のない事項は国及び愛知県の基準を準用するものとする。その他疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

(県産品の優先使用)

第12条 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には県内産品の優先使用に努めるものとする。

(石綿ばく露防止対策の徹底)

第13条 石綿管の撤去にあたっては「石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号。)」など関係法令を遵守するものとする。

(公共基準点)

第14条 公共基準点の付近で工事を施工する場合は、安城市公共基準点管理保全要綱に基づき適切に管理保全すること。(その他)

第15条 施工にあたり近隣住民へ施工の方法、期間、迂回路等をよく周知しておくこと。